

季節労働者の冬期雇用援護制度に関する意見書

北海道で働く建設労働者をはじめとする季節労働者は、積雪・寒冷という厳しい自然条件から、冬期間の事業量の減少などによって失業を余儀なくされ、国の冬期雇用援護制度の活用等によって生計を維持しているのが現状である。

しかし政府は2004年度から、65歳以上の労働者を制度の対象外としたり、冬期技能講習について、受講制限を導入し、受講給付金を削減するなど、冬期雇用援護制度の大幅な見直しを行った。その上さらに、2006年度をもって制度の廃止を予定しており、道内の季節労働者にとって大変深刻な問題となっている。

冬期雇用援護制度の縮小・廃止は、冬期間の雇用が安定的に確保されていない現状では、季節労働者の生活を不安定にするばかりか、中小零細企業の制度活用を妨げ、厳しい環境にある北海道の雇用や経済に深刻な影響を与えている。

よって、政府においては、季節労働者の生活安定のため、冬期雇用援護制度を堅持し、北海道が進める季節労働者対策に対して、重点的な支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)10月27日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員